

令和7年度 京都市立川岡東小学校「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立川岡東小学校

1 総則

(1) 目的

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（当該児童が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生することは、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために平成29年度の「国における検証（課題意識）及び基本方針の改訂」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」を踏まえて、本校の取組を振り返る中で、基本方針を策定した。

(2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。特に初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

2 いじめ防止等の対策のための組織：いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

※緊急の場合はこの限りでない。

(2) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研

- 修」の時期の決定
・未然防止の取組の年間計画の決定
・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

※ 情報発信や会議の回数・実施時期などについては、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・落ち着いた雰囲気の中での清潔な学習環境
- ・物品が整理整頓されて学習しやすい学習環境
- ・掲示物などの工夫で学習に集中しやすい学習環境

イ 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実践。
- ・学習時の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、児童自ら意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・授業のねらいを明確にした問題解決学習の確立。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・コミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・読書活動の充実。
- ・パワーアップタイム、名人大会等の取組を通じた基礎学力の定着。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・全学年を通じた年間計画に基づいた道徳教育の実践。
- ・毎月テーマを設定し、継続的に取り組む人権学習の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「おもいやりの日」の継続実施。
- ・外部講師による非行防止教室やスマホ・ケータイ教室の実施。

エ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の人権集会の実施。
- ・あいさつ運動の実施。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する地域と連携した体験活動の推進。

オ 児童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・たてわり活動によるピアサポート体制の推進。
- ・ペア学年の交流学習による、児童同士の理解。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・1年を通じて朝会での人権の視点での話から、人権意識の向上。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学年や学級通信等での発信。

キ その他

- ・評価アンケートの結果分析による取組の見直しと充実。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・専門機関や地域関係機関との連携。（児童相談所・子どもはぐくみ室等）

イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・いじめアンケートをもとにした教育相談週間の実施。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

ウ 教育相談体制の充実

- ・教育相談主任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した、日常的な情報交換の重視
- ・定期的な家庭訪問・個人懇談会の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

【正確な事実関係の把握】

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)

【迅速な対応】

- ・被害児童の心理的ケア。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある毅然とした指導。
- ・保護者との連携。

【組織的な取組】

- ・いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応。
- ・全教職員で実態を共有し、学校組織での対応。
- ・重大事態発展への予防と防止。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない
対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC, SSW, パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・年間4時間以上情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地域生徒指導連絡協議会等を活用しての地域への啓発。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

【学校全体での継続的な指導・支援】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。

※ 実施時期などについては、後述の「年間計画」に記載

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観や取組の情報発信。
- ・新入学児童保護者に対する入学説明会等での啓発。
- ・地域生徒指導連絡協議会の取組を通した学校間、保護者間、地域間の連携の推進

5 重大事態への対処

・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあれば、調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導

- ・京都市教育委員会・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアの実施。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

※ただし、年度途中に計画の見直しや変更を行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学年集会 ・学級開き 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の情報を学年で共有（2～6年） ・就学支援シートなどで情報共有（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会① 「児童の情報交流」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・1年生を迎える会 ・児童集会 <p>【3年】ケータイ教室</p> <p>【5年】花背山の家</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 ・第1回学校運営協議会で基本方針やいじめ対策委員会の周知 ・学校いじめの防止等基本方針のHP掲載 ・自由参観
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「前期学校評価の実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由参観で高学年を対象に情報モラル教室を行う ・たてわり活動の開始 ・児童集会 <p>【6年】修学旅行</p> <p>【な・1・2】遠足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」 ・生徒指導校内研修会② 「問題行動の現状と対策」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夏休みのくらし」の配布と学級指導 ・たてわり活動 ・児童集会 <p>【4年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前期クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・前期学校評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「クラスマネジメントシートの結果考察」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・あいさつ運動（予定） 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・前期学校評価の結果共有・考察 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・児童集会 ・かわひがラリー 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校運営協議会 アンケート結果や現状の共有 ・人権参観・懇談

10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・たてわり活動 ・児童集会 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・たてわり活動 ・児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会で人権月間の話と12月の取組 ・思いやり集会の実施 ・たてわり活動 ・「冬休みのくらし」の配布と学級指導 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・「あいさつ運動」強化週間 ・たてわり活動 ・児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価アンケートの実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「クラスマネジメントシートの結果考察」 ・後期学校評価の結果共有・考察 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から人を大切にすることについて講話 ・第3回学校運営協議会で、1年間の総括 ・授業参観・懇談
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展 ・児童集会 ・たてわり活動 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けて、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行き情報等を共有する。